



Center for Planetary Science
7-1-48, Minatojima Minamimachi,
Chuo-ku, Kobe 650-0047, Japan
Tel: +81 78 599 6730
Fax: +81 78 599 6735
URL: <https://www.cps-jp.org/>

合意書

神戸大学大学院理学研究科惑星科学研究センター（日本、神戸市）および UNIVERSITY SPACE RESEARCH ASSOCIATION の LUNAR AND PLANETARY INSTITUTE（テキサス州ヒューストン）の間に交わされる覚書に関して；

本覚書は、2011年10月28日、日本の神戸市および米国テキサス州ヒューストンにおいて、日本の神戸大学大学院理学研究科惑星科学研究センター（以下 CPS と称する）と University Space Research Association の Lunar and Planetary Institute（以下 LPI と称する）との間に締結され、両組織における基礎科学および応用研究、特に、現在および将来の NASA と ISAS/JAXA のミッションに関わる協力活動を含む、宇宙科学、地球科学および惑星科学の分野における発展を促進することを目的とする。本覚書に対する双方の代表者は、CPS 所長の中川義次教授および LPI 所長の Dr. Stephen Mackwell とする。

前記にしたがって、CPS と LPI は以下のとおり合意する。

1. 両組織は、研究における共通の興味と目的によって連帯し、学術的および科学的知識の交流を可能にするコミュニケーション経路を保持し、促進することを希望する。
2. 本覚書は、いずれの当事者によっても、何らかの法的に拘束力ある義務を生じさせるものではなく、双方の意図を誠実に記述するものである。
3. 今後は、学術的知識の交換に関する全体的枠組みについては本覚書または同様の覚書によって提示され、個々の作業合意書については、それが発生した場合、本覚書の下に個別プロジェクトに関して取り交わされるものとする。
4. 前述の作業合意書は次の項目について作成される。ただし、これらに限定されるものではない。
 - A. 会議、シンポジウム、コース、論文の指導、研究プロジェクト、および研究提案の作成に参加するための学部研究者および大学院生の交流
 - B. 科学的および技術的なスキル強化のための教職員の短期間の交流
 - C. 出版物その他の教育および研究資料の交換

D. NASA Johnson Space Center 内にある Astromaterials Research and Exploration Science 施設に監督管理されている地球外標本へのアクセスおよびそれらの共同研究の円滑化

5. 作業合意書を作成する可能性のある実質的な特定分野としては、宇宙科学、地球科学および惑星科学が含まれるが、これに限定されない。前記第4項に記された目的を達成するために何らかの拘束力ある作業合意書を締結することが双方に有利である場合、両者はそれを決定するための話し合いを行う。これらは、必要に応じて、非開示合意書、貸借契約、客員研究者の手配、請負または下請け契約を含むが、それに限定されない。
6. 両組織はそれぞれ連絡係を指名する。連絡係は、共同の取り組みの記録、相互支援の円滑化、および前年度の協力活動と翌年度に向けて進行中の取り組みについて、両者に対する年次報告書を作成する。
7. それぞれの組織は、学生を除き、それぞれの任命した職員の旅費および日当の責任を持つ。
8. それぞれの組織は、本覚書の内容を適切な人員に周知させるための対応を講じ、交流および作業合意書のための手続の詳細に関して、通常の合理的な支援を行う。
9. 本覚書は、正式な署名の日に発効し、それより3年間、効力を有する。本覚書は、一方の30日前の書面による通知により、あるいは双方の書面による同意により、進行中の共同プログラムあるいはプロジェクトの完遂を阻害することなく、それぞれの権限を持つ代表者の署名をもって終了させることができる。
10. 両者は、方針として、また誠意をもって、日本の県または地方を含むすべての法令、並びに米国の大統領命令を含むすべての連邦法、州法および地域法を遵守する。双方は、米国および日本の法令を含む適用法に反して、直接的または間接的に、人物、法人、または組織に対する何らかの価値あるもの（報酬、贈答品など）の支払い、提供、またはそのような支払いを許可することをしない、あるいは、なんらかの不適切な状況を醸成しないことに合意する。
11. 一方が、本件のマーケティング活動または本覚書に関する新聞発表、公表、宣伝または広報を行う場合、事前に他方の書面による同意を得なければならない。これについては、いずれか一方によって、他方の同意なしに適宜米国政府または日本国政府に本覚書について知らせる場合を除いて、不当に留保されてはならない。
12. 本覚書は、双方の正式な権限を与えられた者による書面の合意により、修正または延長することができる。

13. 本覚書は、CPS あるいは LPI に対し、いかなる財政支出、またはその他の契約上の義務を課するものではない。
14. 双方は独立した契約者として行動するものであり、他方の代理人、パートナー、あるいは共同事業者ではない。本覚書の条項によって意図された関係以外のいかなる関係も構築されるものではない。
15. 本覚書の過程において議論される、または使用される知的財産はすべて、それを確立した当事者に帰属する。双方が、なんらかの知的財産が本書に意図された議論および協働の結果として作り出されたものであると判断した場合、両者は、個別権利と共同権利を取り決めるための拘束力ある協定を別途締結する。
16. 機微な物品や技術の相互交換に関しては、CPS は外国為替および外国貿易法を遵守し、LPI は輸出管理規則(米国)を遵守する。
17. 本覚書の他者への譲渡は、CPS および LPI 双方の適切な権限を持つ者による書面の譲渡書がある場合を除いて、明確に禁じられる。
18. 本覚書は双方の完全なる合意をもって成立し、双方を拘束する将来的な合意、同意、または放棄は、双方の署名を付した文書にしなければならない。
19. 本覚書は、英語及び日本語で2部ずつ作成され、双方がそれぞれ1部ずつ保管し、いずれも等しく正文とする。本覚書においては、英語文書が優先されることに両者は合意する。

以上の証として、双方は頭書の日付をもって本合意を成立させる。


CPS 所長


LPI 所長